

会 則

平成 21 年6月制定

東北環境アセスメント協会

東北環境アセスメント協会 会則

第1章 総 会

(名称)

第1条 この会は、「東北環境アセスメント協会」(以下「本会」という)と称する。

2 本協会の英語名称は、「Tohoku Environmental Assessment Association」とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を宮城県に置く。

(目的)

第3条 本会は、東北地域における環境影響評価事業および環境関連事業の健全な発展を目指すとともに、環境分野での社会貢献、情報の収集と発信、技術の普及と継承、交流と連携を推進することで、東北地域の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境影響評価事業および環境関連事業に関する技術の研究、開発、蓄積およびその普及と継承
- (2) 環境影響評価事業および環境関連事業に関する情報の収集と発信
- (3) 環境影響評価事業および環境関連事業に関わる人材および団体間の交流と連携
- (4) 環境関連技術を活用した社会貢献
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 環境影響評価および環境関連事業に携わり、本会の目的に賛同して入会した、東北地域に事業所を置く法人
- (2) 協賛会員 本会の目的及び事業に対して協賛又は後援する法人、団体又は個人
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、幹事会で推薦され総会で承認された者

(入会)

第6条 本会の会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長へ提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(入会金)

第7条 正会員は、入会金として金15万円、また、協賛会員は、入会金として金5万円を一括納入しなければならない。ただし、個人及び名誉会員についてはこの限りではない。

(会費)

第8条 正会員又は協賛会員は、以下の会費を納入しなければならない。

正会員 5万円

協賛会員(法人、団体) 1万円

協賛会員（個人） 5千円

（会費等の不返還）

第9条 既に納入された会費、入会金、その他の金品はこれを返還しない。

（退会）

第10条 本会を退会するときは、その旨を会長へ届け出なければならない。

（除名）

第11条 正会員又は協賛会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決に基づき、その正会員又は協賛会員を除名することができる。

- （1） 会費を1年以上納入しないとき
- （2） この法人の名譽を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

第3章 役員

（役員）

第12条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----------------------|
| （1） 会 長 | 1名 |
| （2） 副会長 | 3名以内 |
| （3） 幹 事 | 9名以上20名以内（会長、副会長を含む） |
| （4） 監 事 | 2名 |

（役員を選任）

第13条 幹事及び監事は、正会員の内から総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、幹事の互選により定める。
- 3 幹事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員の職務）

第14条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して業務を処理するとともに、あらかじめ会長が定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、本会の業務を監査する。

（役員任期）

第15条 役員任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者（又は現任者）の残任期とする。
- 3 役員は、辞任、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員解任）

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決に基づいて、その役員を解任することができる。

（役員報酬）

第17条 役員には、報酬は支給しない。

（事務局）

第 18 条 本会の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

第 4 章 会 議

(会議の種別)

第 19 条 本会の会議は、総会及び幹事会とし、総会は、定期総会及び臨時総会の 2 種とする。

(会議の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

(会議の権能)

第 21 条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 幹事会は、この会則に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に不議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第 22 条 定期総会は、各年 6 月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 幹事会が必要と認めた場合

(2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき

3 幹事会は、次に掲げる場合に臨時開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 幹事の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき

(会議の召集)

第 23 条 会議は、会長が召集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の場合には請求の日から 10 日以内に臨時総会を、同条第 3 項第 2 項の場合には請求の日から 5 日以内に幹事会を召集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも 10 日前までに構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第 24 条 総会及び幹事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第 25 条 会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(会議の議決)

第 26 条 会議の議事は、この会則に定めるほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 28 条 会議の議事については、次に事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあっては、総会に出席した会員の数、幹事会にあっては、その幹事会に出席した幹事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、総会にあってはその総会に出席した会員のうちから、幹事会にあってはその幹事会に出席した幹事のうちから、当該会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名捺印しなければならない。

(委員会)

第 29 条 本会には、会規第 4 条に定める事業を遂行するため、幹事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規定は別に定める。

第 5 章 会計及び事業計画等

(資産の構成)

第 30 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 31 条 資産は、会長が管理し、その方法は会長が幹事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第 32 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業開始前に総会の議決を経なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その議決を経ることができない場合には、その事業年度開始の 2 ヶ月以内に総会の議決を経るものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあたっては、会長は、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に応じて収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
- 4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の議決を経るものとする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第35条 この会則は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 本会が解散する場合は、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、本会の類似の目的を有する団体に寄付する。

第7章 雑 則

(委任)

第37条 この会則の執行について必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この会則は、本会の設立総会のあつた日から執行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず平成6年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず設立総会の開催日から平成6年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度事業計画、及び予算は、第33条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。